

## 一般名処方導入について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、令和6年6月3日より、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※)を行うことがあります。これにより特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方を行う際には、趣旨等をご説明します。また、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

令和6年6月

宇部協立病院

療担